

第3次射水市障がい者基本計画・ 第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)

概要版

令和6年3月
富山県 射水市



この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などにより日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方を対象者とします。

また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

1 計画の概要

計画の趣旨

本市では、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を生かして平等に社会に参加できる『共生社会』の実現を目指して、障がい福祉施策を推進してきました。

令和5年度末をもって、「第2次射水市障がい者基本計画」及びその関連計画である「第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）」の計画期間が終了することから、**地域共生社会の実現をはじめとする本市の障がい福祉施策全般の方向性とその取組について記載した「第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」**を一体的に策定し、障がい福祉の更なる充実を目指します。

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条 第1項 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20 第1項 (平成30年4月1日施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

計画期間

計画の期間は、「第3次射水市障がい者基本計画」が令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」が令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度 計画名	平成										令和												
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
障がい者基本計画	第1次 (10年間)										第2次 (7年間)					第3次 (6年間)							
障がい福祉計画 (3年間)	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期								
障がい児福祉計画 (3年間)											第1期		第2期		第3期		第4期						

上位計画・関連計画等との関係

本計画は、市の最上位計画である「第3次射水市総合計画」及び上位計画である「第2次射水市地域福祉計画」の個別の計画に位置づけられています。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「富山県障害者計画（第5次）」「富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」をはじめ、その他の関係計画との整合性にも留意しつつ、SDGsの理念に沿って計画を策定しました。

第3次射水市総合計画

【令和5～14年度】

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画

【令和3～12年度】

地域福祉計画の分野別計画

第3次射水市障がい者基本計画
【令和6～11年度】

第7期射水市障がい福祉計画
(第3期射水市障がい児福祉計画)
【令和6～8年度】

射水市高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

第2次射水市健康増進プラン

射水市いのちを支える自殺対策推進計画

射水市国民健康保険第3期保健事業
実施計画（射水市データヘルス計画）

第4期特定健康診査等実施計画

射水市新型インフルエンザ等対策行動計画

国
・
富山県の計画

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 17の国際目標

2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030（令和12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

計画の策定過程

障がい者アンケート

福祉のサービス利用状況や、福祉に関する意向などをお聞かせいただき、計画策定や今後の施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者

射水市に在住する
障がい者手帳をお持ちの方
1,000人を無作為抽出

調査手法

- ・郵送配布
- ・郵送回収
- ・Web 回答

有効回答率

46.6%
(有効回答数 466 件)

調査期間

令和5年7月3日
～7月18日

射水市障がい者総合支援協議会

本計画は、障がい者やその家族、地域で支援に携わる関係機関や事業者等で構成する「射水市障がい者総合支援協議会」において検討を踏まえ策定しました。

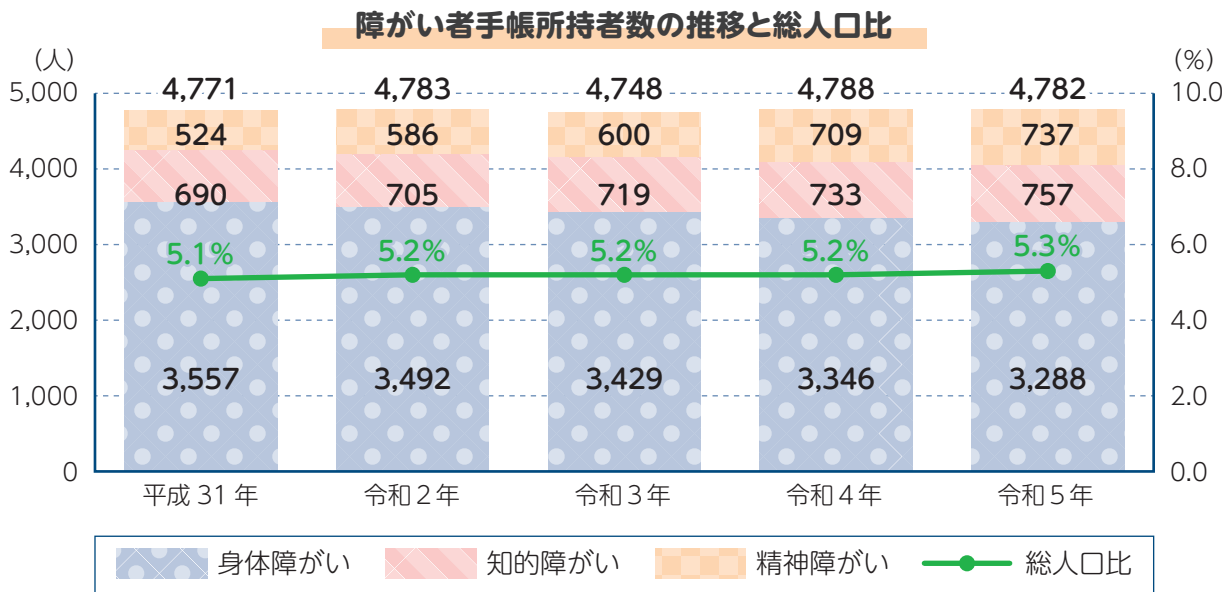
開催日	会議等	検討内容
令和5年6月7日	第1回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・次期計画の策定について ・アンケート調査実施について
令和5年7月3日～ 7月18日	障がい福祉に関する アンケート調査実施	
令和5年8月9日	第2回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・計画（骨子案）について ・アンケート調査結果について
令和5年8月1日～ 8月29日	障がい福祉に関する 事業所調査実施	
令和5年9月1日～ 9月15日	障がい福祉に関するアンケ ート調査実施（難病患者）	
令和5年11月8日	第3回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・計画（素案）について
令和5年11月17日	第4回射水市障がい者総合支援協議会全体会	
令和5年12月15日～ 令和6年1月15日	パブリックコメント実施	
令和6年2月7日	第5回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・パブリックコメントの結果について ・計画（案）について
令和6年3月	計画の策定・公表	

2 障がい者を取りまく現状

障がい者手帳所持者数

令和5年度の障がい者手帳の所持者数（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の合計）は、**4,782人**（重複含む。）となっており、人口に占める手帳の所持者の割合は、5.3%になっています。

障がい者手帳所持者数は令和3年に減少しましたが、令和4年以降ほぼ横ばいとなっています。

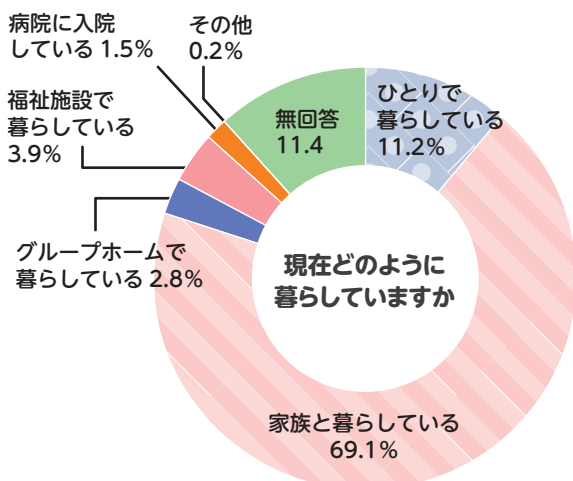


障がい者アンケート調査結果

日常生活について

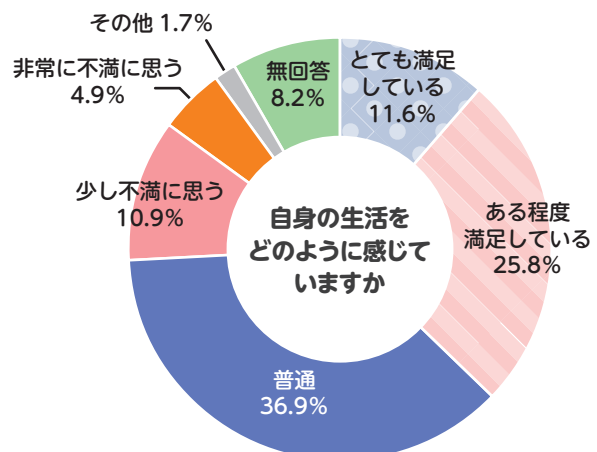
現在どのように暮らしていますか

「家族と暮らしている」と回答した方が最も多く約69%でした。



自身の生活をどのように感じていますか

約37%の方が「満足している」一方で、約16%の方が「不満に思う」という回答でした。



暮らしがよくなるために、大切なことは何だと思いますか（複数回答）

約4割の回答があったのは、

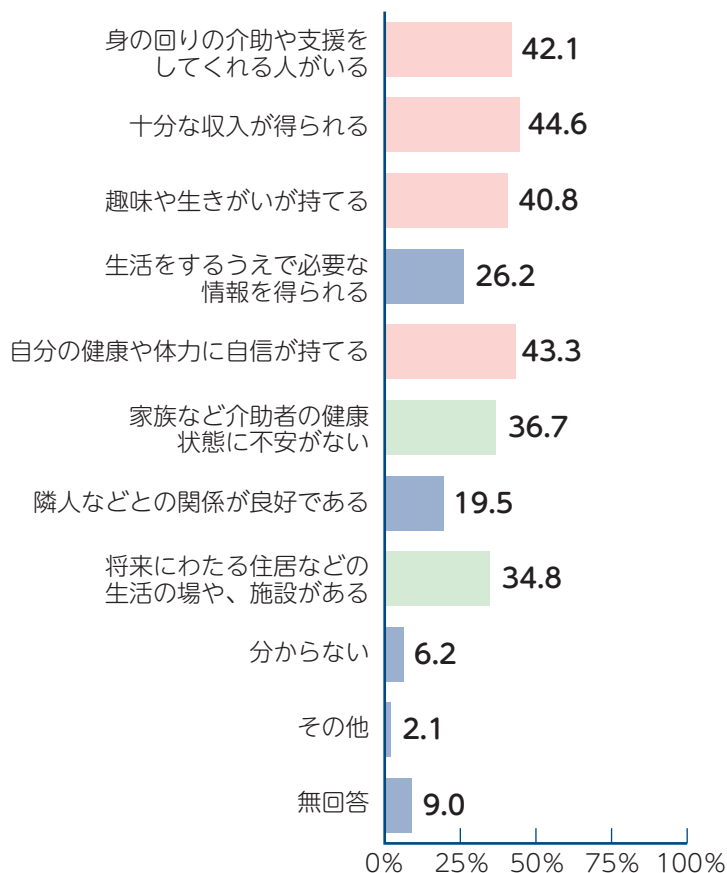
- 十分な収入が得られる
- 自分の健康や体力に自信が持てる
- 身の回りの介助や支援をしてくれる人がある
- 趣味や生きがいがある

となっており、自身の収入や健康、介助・支援体制、生きがいについて、特に関心が高い結果となりました。

次いで、約3割の回答があったのは

- 家族などの介助者の健康状態に不安がない
- 将来にわたる住居などの生活の場や、施設がある

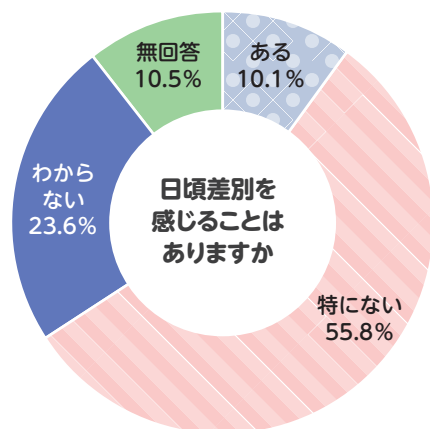
となっており、介護する家族の健康、住まいについても、関心が高い結果となりました。



権利擁護について

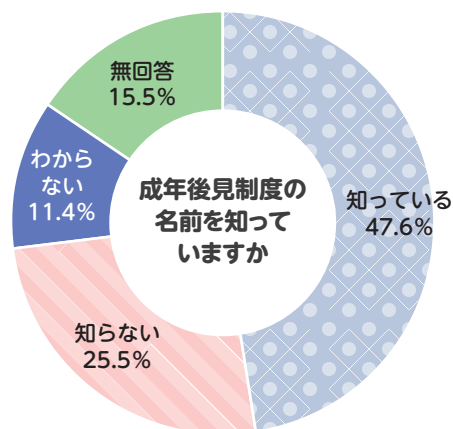
日頃差別を感じることはありますか

「ある」と回答した方が約10%となっており、依然として差別や嫌な思いをしている方がいるという結果でした。



成年後見制度*の名前を知っていますか

「知っている」と回答した方が約48%でした。なお、「制度の内容まで知っている」と回答した方は約29%でした。



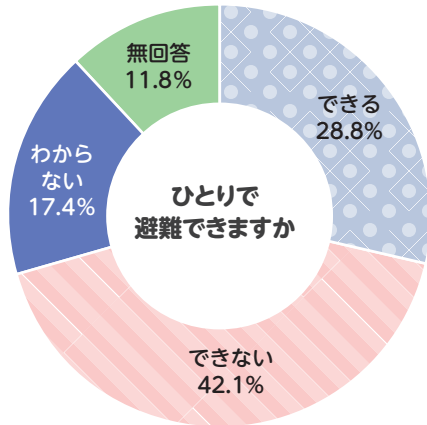
※【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が、財産の管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る支援をする制度のこと。

災害について

災害時にひとりで避難できますか

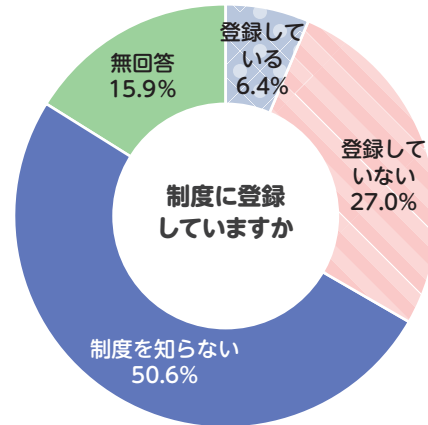
約42%の方が、ひとりで避難「できない」という結果でした。また、「わからない」と回答した方も約17%でした。



避難行動要支援者支援制度

(災害時要援護者台帳制度)[※]に登録していますか

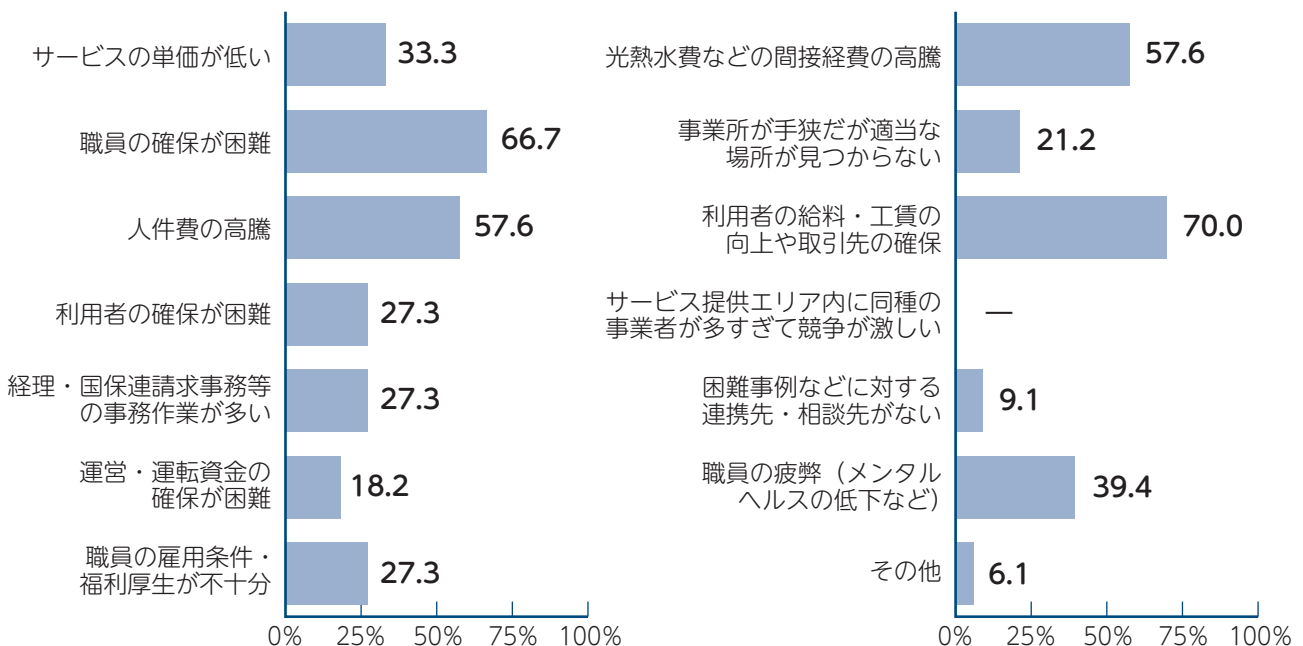
約半数の方が、制度そのものを「知らない」という回答でした。また、「登録している」と回答した方は約6%という結果でした。



障がい福祉サービス事業所への調査結果

市内の障がい福祉サービス事業所へのアンケート結果では、**職員・人件費の確保、経費の高騰、福祉就労の場での給料・工賃の向上**について、過半数以上の事業が課題であると回答しています。

事業所の運営上の課題や問題点



※【避難行動要支援者支援制度（災害時要援護者台帳制度）】

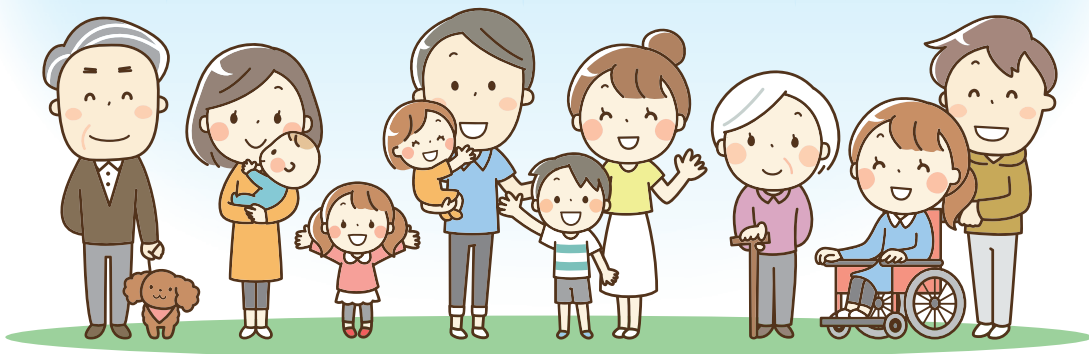
自ら避難することが困難で、特に支援を要する方（「避難行動要支援者」）を事前に把握して名簿を作成するとともに、自主防災組織の代表や、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防本部などに情報提供することで、災害が発生したときの支援や、普段から要支援者を見守る地域づくりを目指す制度のこと。

災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」に名称変更となりました。

3 計画の基本的な考え方

基本理念

一人ひとりが自分らしく輝き、
共に生きる思いやりのまち・射水



第2次射水市障がい者基本計画では、障害者基本法※の制定目的に基づき、障がいの有無を問わず市民の一人ひとりが互いに認め合い、互いを支え合い、ともに生きるまちづくりを推進するとし、『一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水』を基本理念に掲げました。

このことは、上位計画である第2次射水市地域福祉計画の基本理念である『みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水』を下支えするものであり、SDGsの理念である「誰ひとり取り残されない社会の実現」とも合致するものです。

本計画においても、引き続き、すべての人が個性や能力を活かして、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、第2次射水市障がい者基本計画の基本理念を継承し、その実現に向けた施策を展開することとします。

※【障害者基本法 第1条（前段を抜粋）】

（目的）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

基本目標

基本理念の実現に向けた施策の推進にあたり、**本市が進むべき姿をより具体的に示すため、6つの基本目標を掲げて推進**していきます。

1 権利擁護と障がいに対する理解の促進

障がい者の人権の尊重や障がいに対する理解を深めることにより、あらゆる場面において障がいを理由とする差別や虐待をなくすとともに、必要かつ合理的な配慮のもと、社会的障壁が取り除かれている地域社会を目指します。

4 保健・医療の充実

様々な世代を対象とした各種健診・保健指導等の実施を通じて、疾病や障がいの早期発見・早期対応や予防に取り組みます。

自立（自律）した日常生活・社会生活を営むために必要な医療を安心して受け続けることができるよう医療費負担の軽減等を図る施策に取り組みます。

2 自立（自律）した生活の支援及び意思決定支援の推進

福祉サービス、相談支援体制の充実や情報アクセシビリティの向上により、すべての人が自らの意思決定に基づき、自立（自律）した生活を送ることができる地域社会を目指します。

5 安全・安心な生活環境の整備

まちづくりにおけるバリアフリー化をハードとソフトの両面から取組を推進することにより、安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を目指します。

障がい特性に配慮した防災対策・防犯対策や地域と連携した避難支援・見守りの推進により、非常時や緊急時に対する不安の解消を図ります。

3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等の各分野が連携しライフステージに沿った支援を切れ目なく提供する体制を構築することにより、すべての人が生涯を通じて、意欲や能力が発揮できる地域社会を目指します。

6 多様なニーズに対応した支援の推進

近年増加している深刻な社会的孤立や生活困窮の方、顕在化している「8050問題」や「ダブルケア」といった複雑化・複合化した課題を抱える障がい者やその家族等を包括的に支える体制を整備することにより、誰ひとり取り残されることのない地域社会を目指します。

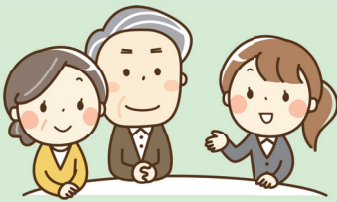
4 障がい基本計画

基本目標

主要施策 と その代表的な事業

1

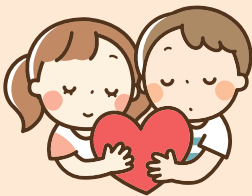
権利擁護と 障がいに対する 理解の促進



- ①理解・啓発活動の推進
改正障害者差別解消法に関する啓発
- ②福祉教育・人権教育の推進
障がい福祉に関する市政出張講座の開催
- ③権利擁護の推進
成年後見制度利用支援
- ④虐待防止のための取組
射水市障がい者虐待防止センターでの通報・相談対応
- ⑤地域で支えるネットワークの輪づくり
射水市社会福祉協議会との連携によるボランティアセンター及びボランティアステーションの体制強化

2

自立(自律)した 生活の支援及び 意思決定支援の推進



- ⑥相談支援体制の充実
 - 計画相談支援及び障がい児相談支援の提供
 - 地域活動支援センターでの相談・支援
- ⑦情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - LINEを活用したオンライン市役所の推進
 - スマート窓口の推進
- ⑧障がい福祉サービス等の充実
障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供
- ⑨日中活動の場づくり
地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施
- ⑩居住支援の充実
在宅重度障害者住宅改善費補助金の交付
- ⑪経済的支援の充実
各種福祉手当の支給や市税等の減免

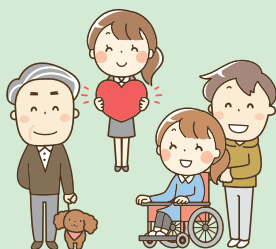
3

一人ひとりの ライフステージに 沿った支援の推進

- ⑫インクルーシブ教育の推進
 - 特別支援学級の開級及び通級指導教室の開設
 - 医療的ケアが必要な児童生徒在籍校への看護師の配置
 - 医療的ケア児の在籍する保育園への看護師の配置
- ⑬文化芸術活動、スポーツ等の推進
障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助

基本目標

主要施策 と その代表的な事業



⑭ 社会参加の機会の充実

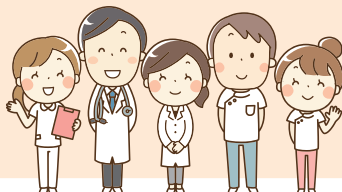
- 地域生活支援事業（移動支援）の実施や障がい福祉サービス（行動援護、同行援護）の提供
- コミュニティバス等運賃の障がい者割引の実施

⑮ 就労支援と就労の場の確保

- 指定特定相談支援給付、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援の提供
- 農福連携の推進に向けた機運の醸成

4

保健・医療の充実



⑯ 障がいの早期発見・早期療育の充実

- 各種検診の実施
- 乳幼児・妊婦健康診査の実施
- 保育園・幼稚園巡回指導及び障がい児ケース会議の開催

⑰ 保健・医療等の充実

- 重度心身障がい者等医療費の助成
- 自立支援医療費（育成医療、更生医療及び精神通院医療）の支給
- 「子どものこころの外来」での診療

5

安全・安心な生活環境の整備



⑱ バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

- 市道の段差解消や障害物の除去の推進
- 市道の誘導（点字）ブロックの整備
- 公園のインクルーシブ遊具の整備、トイレや駐車スペース等のバリアフリー化の推進

⑲ 障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実

- 避難行動要支援者名簿の整備
- 福祉事業所との災害時協定の締結による福祉避難所の開設
- 消費生活相談の実施

6

多様なニーズに対応した支援の推進



⑳ 重層的支援体制の整備推進

- 重層的支援体制の整備推進
- ※ 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な相談支援体制の整備推進

㉑ 当事者・家族への支援

- ふくし総合相談センターすてっぷによる、ひきこもり相談会やすてっぷカフェ家族会の開催
- ヤングケアラーの早期発見・早期支援

◎計画では、上記の内容を含めた、**合計142事業を実施すること**としています。

5 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

国の基本指針に示されている成果目標に、市独自の成果目標を追加し、それぞれについて令和8年度末までの目標値あるいは取組内容を示します。

成果目標に対する活動指標として、障がい福祉サービス等の種類ごとに、令和8年度末までの必要なサービスの量の見込み等を示します。

成果目標



国の基本方針に基づく成果目標

成果目標1

福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標2

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標3

地域生活支援の充実

成果目標4

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標5

障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標6

相談支援体制の充実・強化等

成果目標7

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標8

ひきこもり施策の推進

成果目標9

差別解消の推進及び障がい者虐待の防止

成果目標10

ニューノーマルへの対応

成果目標11

障がい者総合支援協議会の機能強化



市独自の成果目標

活動指標

活動指標1

障害者総合支援法に基づくサービス

訪問系サービス 日中活動系サービス

居住系サービス

計画相談支援（サービス利用計画作成）

活動指標2

地域生活支援事業（必須事業）

理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人後見支援事業 意志疎通支援事業

日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業 地域活動支援センター事業

活動指標3

地域生活支援事業（任意事業）

訪問入浴サービス事業 生活支援事業

日中一時支援事業

社会参加促進事業（点字・声の広報等発行事業、

奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・

改造助成事業）

活動指標4

児童福祉法に基づくサービス等

障がい児通所支援 障がい児相談支援

医療的ケア児等に対する支援

国の基本指針に基づく成果目標

国の基本指針に基づく成果目標の項目を設定し、令和8年度末までの目標値あるいは取組内容を定めています。

①福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がい者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

●福祉施設入所者の地域生活への移行の主な目標●

基準値（実績値）		目標値（成果目標）	
令和4年度末の施設入所者数	105人	令和8年度末までの地域移行者数	7人
		令和8年度末の施設入所者数	102人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

県が掲げる数値目標を達成するため、支援体制を構築します。

県が算出する令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は49人を見込みます。

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の主な目標●

取組（成果目標）
保健・医療・福祉関係者による協議の場（障がい者総合支援協議会の専門部会等）の設置
県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築

③地域生活支援の充実

地域生活支援拠点の更なる整備とともに、コーディネーターの配置を進めます。

また、強度行動障がいを有する方への支援体制の整備を図ります。

●地域生活支援の充実の主な目標●

基準値（実績値）		目標値（成果目標）	
令和4年度末の地域生活支援拠点の設置箇所数	18か所	令和8年度末の地域生活支援拠点の設置箇所数	20か所
令和4年度末の地域生活支援に関するコーディネーターの配置人数	0人	令和8年度末の地域生活支援に関するコーディネーターの配置人数	4人
取組（成果目標）			
強度行動障がいを有する方の支援ニーズの把握、支援体制の整備			

④福祉施設から一般就労への移行等

雇用を促進するため、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

●福祉施設から一般就労への移行等の主な目標●

基準値 (実績値)		目標値 (成果目標)	
令和3年度末の就労移行支援事業による一般就労への移行者数	2人	令和8年度末の就労移行支援事業による一般就労への移行者数	3人
令和3年度末の就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数	6人	令和8年度末の就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数	8人
令和3年度末の就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数	1人	令和8年度末の就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数	2人
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数	1人	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	2人

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

切れ目のない一貫した支援が提供できるよう、地域の保育、教育等の関係機関の連携強化を図ります。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築を目指します。

●障がい児支援の提供体制の整備等の主な目標●

取組 (成果目標)	
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制構築	
事業所への養成研修の受講等の働きかけによる、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数の拡充、強度行動障がいや発達障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実	
目標値 (成果目標)	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	令和8年度末の設置箇所数 1か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	令和8年度末の設置箇所数 1か所以上



⑥相談支援体制の充実・強化等

多様なニーズに対応できる地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センター機能の充実を目指します。あわせて、障がい者総合支援協議会の専門部会での個別事例の検討を通じて、相談支援の充実・強化を図ります。

また、発達障がい児及び発達障がい疑われる幼児に対し、保健センターのこども発達相談室で実施しているペアレントトレーニングや保護者同士等が集まる場の提供等を継続し、保護者支援と幼児・児童が療育支援を受けられる体制を確保します。

● 相談支援体制の充実・強化等の主な目標 ●

取組（成果目標）			
基幹相談支援センター機能の充実 （相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成支援、地域の相談機関との連携強化）			
基準値（実績値）		目標値（成果目標）	
令和4年度末の協議会専門部会における個別事例検討の回数	3回	令和8年度末の協議会専門部会における個別事例検討の回数	5回
令和4年度末の個別事例検討の参加事業者数	18 事業所	令和8年度末の個別事例検討の参加事業者数	20 事業所
令和4年度末のペアレントトレーニング等の受講者（保護者）数	54 人	令和8年度末のペアレントトレーニング等の受講者（保護者）数	56 人
令和4年度末のペアレントトレーニング等の実施者（支援者）数	0人	令和8年度末のペアレントトレーニング等の実施者（支援者）数	1人

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、利用状況の把握、検証等を行い、質を向上させるための体制の構築を目指します。

● 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の主な目標 ●

目標値（成果目標）	
令和8年度末の障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加回数	ひとり 1 回以上
取組（成果目標）	
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を事業者等と共有	



市独自の成果目標

市独自の成果目標を設定し、令和8年度末までの目標値あるいは取組内容を定めています。

⑧ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や支援場所の周知を図るとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成、地域の支援体制の強化に努めます。

●ひきこもり支援の推進の主な目標●

基準値 (実績値)		目標値 (成果目標)	
令和4年度末のひきこもりサポーターの登録者数	46人	令和8年度末のひきこもりサポーターの登録者数	50人
取組 (成果目標)			
ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等を検討し、関係機関と連携して事業を実施			

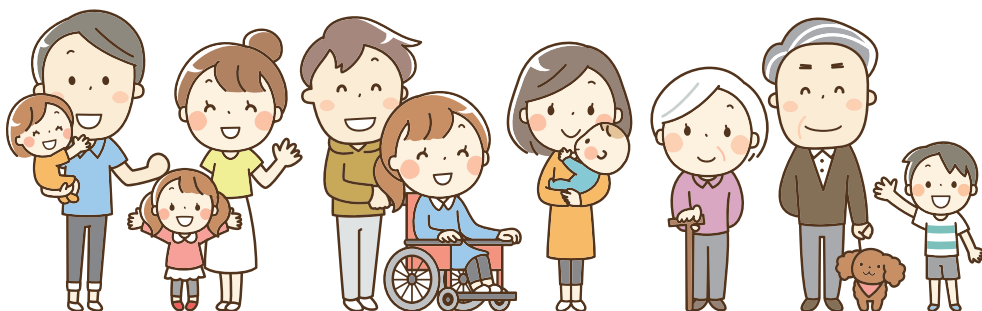
⑨差別解消の推進及び障がい者虐待の防止

障がい特性や合理的配慮についての理解を深めるため、市の広報や市政出前講座等の機会を活用して啓発活動に努めます。

また、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、虐待に対して迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

●差別解消の推進及び障がい者虐待の防止の主な目標●

基準値 (実績値)		目標値 (成果目標)	
令和4年度末の市政出前講座の開催回数	2回	令和8年度末の市政出前講座の開催回数	6回
取組 (成果目標)			
障がい者虐待防止センターに専門職を配置			
障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において、相談事例の情報共有や協議を通じ、差別の解消、虐待の防止のための取組を推進			



⑩ニューノーマルへの対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を経て、これまでは当たり前であったことが困難になる場面が見受けられることから、必要な障がい福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めます。

また、福祉・介護人材の人手不足解消や支援の質の向上等につなげるため、ICT等の技術の有効な活用や導入支援等に関する検討・取組を進めます。

●ニューノーマルへの対応の主な目標●

取組（成果目標）

コロナ禍での経験を踏まえ、必要な障がい福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築

⑪障がい者総合支援協議会の機能強化

射水市障がい者総合支援協議会及び専門部会を積極的に開催するとともに、協議会の活性化を図ります。

●障がい者総合支援協議会の機能強化の主な目標●

基準値（実績値）		目標値（成果目標）	
令和4年度末の協議会専門部会の開催回	24回	令和8年度末の協議会専門部会の開催回	26回



第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の活動指標

令和8年度末までの各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定します。

① 訪問系サービス(1か月当たりの見込量)

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人	28	30	32
	利用量	時間	280	300	320
重度訪問介護	利用者数	人	2	2	2
	利用量	時間	1,200	1,200	1,200
同行援護	利用者数	人	10	11	12
	利用量	時間	200	220	240
行動援護	利用者数	人	9	10	11
	利用量	時間	120	130	140
重度障がい者等包括支援	利用者数	人	1	1	1

② 日中活動系サービス(1か月当たりの見込量)

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人	260	265	270
	利用量	人日分	5,200	5,300	5,400
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	15	15	15
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	20	20	20
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日分	0	0	0
就労移行支援	利用者数	人	6	7	8
	利用量	人日分	126	147	168
就労継続支援A型	利用者数	人	105	110	115
	利用量	人日分	2,100	2,200	2,300
就労継続支援B型	利用者数	人	195	200	205
	利用量	人日分	3,510	3,600	3,690
就労定着支援	利用者数	人	3	4	6
就労選択支援	利用者数	人	0	2	4
短期入所(福祉型)	利用者数	人	20	21	23
	利用量	人日分	100	105	115
短期入所(医療型)	利用者数	人	8	9	9
	利用量	人日分	40	45	45
療養介護	利用者数	人	28	29	30

③ 居住系サービス（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人	1	1	1
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人	63	66	69
うち精神障がい者	利用者数	人	16	17	18
施設入所支援	利用者数	人	104	103	102

④ 相談支援（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人	150	160	170
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1
うち精神障がい者	利用者数	人	1	1	1

⑤ 地域生活支援事業（必須事業）（1年間の見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	－	有	有	有
自発的活動支援事業					
(社会活動支援事業)	実施の有無	－	有	有	有
(ボランティア活動支援事業)	実施の有無	－	有	有	有
相談支援事業	設置数	箇所	1	1	1
障がい者総合支援協議会	実施の有無	－	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	－	有	有	有
成年後見制度利用支援事業					
相談会利用者	利用者数	人	3	4	5
市長申立件数	件数	件	1	2	3
報酬支払件数	件数	件	4	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	－	有	有	有
意思疎通支援事業					
(手話通訳派遣事業)	利用件数	件	75	77	80
(要約筆記者派遣事業)	利用件数	件	5	6	7

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業					
(介護・訓練支援用具)	利用件数	件	16	17	18
(自立生活支援用具)	利用件数	件	12	13	14
(在宅療養等支援用具)	利用件数	件	14	16	18
(情報・意思疎通支援用具)	利用件数	件	10	10	10
(排せつ管理支援用具)	利用件数	件	2,320	2,340	2,360
(居宅生活動作補助用具)	利用件数	件	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業					
事業数	事業数	件	2	2	2
全課程修了者数	修了者数	人	25	25	25
移動支援事業					
実利用者	利用者数	人	22	23	24
延利用時間	時間 / 月	時間	630	660	690
地域活動支援センター事業					
(I型事業所)	事業所数	箇所	1	1	1
(基礎的事業所)	事業所数	箇所	3	3	3

⑥ 地域生活支援事業（任意事業）（1年間の見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業					
実利用者数	利用者数	人	4	4	4
延利用回数	回 / 年	回	200	200	200
生活訓練等事業	実施の有無	—	有	有	有
日中一時支援事業					
実利用者数	利用者数	人	65	70	75
延利用回数	回 / 年	回	2,100	2,250	2,400
社会参加促進事業					
点字・声の広報等発行事業					
事業数	事業数	件	3	3	3
登録者数	登録者数	人	70	70	70
奉仕員養成研修事業					
朗読奉仕員養成研修	受講者数	人	45	45	45
点訳奉仕員養成研修	受講者数	人	15	15	15

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業					
(自動車運転免許取得事業)	利用者数	人	1	1	1
(自動車改造助成事業)	利用者数	人	3	3	3

⑦ 障がい児通所支援（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	53	54	55
	利用量	人日分	318	324	330
放課後等デイサービス	利用者数	人	165	170	175
	利用量	人日分	1,980	2,040	2,100
保育所等訪問支援	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	1	1	1

⑧ 障がい児相談支援（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	利用者数	人	50	50	55

⑨ 医療的ケア児等に対する支援

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置数	人	9	10	11

5 計画の推進

計画の推進体制

本計画は、障がい福祉以外の幅広い分野に関連していることから、全庁内や市内の関係機関と連携を図りながら計画を推進します。また、各種施策の推進においては、必要に応じて障がい者・家族及び関係者の意見が反映されるよう努めます。

また、計画の進行管理においては、毎年射水市障がい者総合支援協議会に進捗状況の報告し、その評価や意見等を踏まえ、PDCAサイクルの手法を踏まえた必要な対応を講じることで、本市の障がい福祉の一層の充実につなげます。

計画の公表と周知

計画策定の趣旨や内容等について市民等の理解を深めるため、市の広報や市ホームページへの掲載、出前講座など、あらゆる機会を通じて周知に努めます。

計画の詳細については

- 計画の詳細（全体版）について、市のホームページで閲覧することができます。

〈 市ホームページ URL 〉

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4375>



制度等については

- 市では、障がい福祉制度やサービスの詳細をまとめた「障がい者サービスガイドブック」を作成しています。ご希望の方は、社会福祉課の窓口で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。

〈 市ホームページ URL 〉

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=37586>



第3次射水市障がい者基本計画 第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）

発行日 令和6年3月

発行者 射水市 福祉保健部 社会福祉課

電話 0766-51-6626 FAX 0766-51-6658

E-mail fukushi@city.imizu.lg.jp